

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年十月二 十二日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字松原百二十番 三、百二十番二、百二十一番一	指定に係る道路の位置
五・六一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)